

### 3 要請等の実施

大分県経営者協会、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会、大分経済同友会の経済5団体に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（厚生労働省告示）」に基づく適切な雇用管理の実施を各会員事業場に周知するよう、要請書を交付しました。

また、平成29年6月22日（木）に外国人技能実習生が就労する水産食料品加工業を営む事業場3社に、大分労働局の佐伯職業安定部長、政木監督課長らが訪問し、技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保に係る周知・啓発を実施しました。

#### < 経済団体等に交付した要請文書 >

大分労発安 0606 第1号  
平成 29 年 6 月 6 日

●●●● 取

大 分 労 働 局 長

外国人労働者の雇用に係る周知・啓発について（依頼）

平素から、労働行政の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の外国人労働者の現状は、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人が年々増加しているものの、その就労状況は、①雇用が不安定であること、②社会保険の未加入が多いこと、また、③不法就労者数が高水準で推移していること等の問題が散見されるところです。

政府としましては、外国井人労働者問題について、平成19年に雇用対策法を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとしたところです。

また、昨年6月に閣議決定された『日本再興戦略2016』においては、これまでどおり高度外国人材をはじめ海外の優秀な人材の積極的な受入れを図ることに加え、2020年度までに外国人留学生の就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すための就職支援に取り組むこととされ、更に、昨年11月に新たな技能実習法が制定され、管理団体に対する管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図るための技術的な見直しが行われました。

政府では、平成5年から毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、事業主等をはじめ広く国民一般に対して外国人労働者問題についての啓発活動を行っているところであり、本年も「外国人雇用はルールを守って適正に ～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」を標語に掲げ、全国的な啓発・指導等を展開することとしているところです。

一方、大分労働局といたしましても、外国人雇用事業所への計画的な訪問を実施し、雇用管理改善指導を行うほか、技能実習生への外国人雇用の基本ルールの遵守や労働基準法等労働関係法令の適用、また、高度人材ポイント制等の活用について周知を図ることとしているところです。

つきましては、上記の主旨をお汲み取りいただき、当該月間中に、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（厚生労働省告示）」に基づく適切な雇用管理の実施、外国人雇用状況の届出等について、貴職を通じて貴団体傘下の各企業に対して御周知いただけますよう、特段の御配慮をお願いいたします。